別添４

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

１．落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、２の「評価値の計算方法」によって得られた評価値が最も高い者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ　小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.435 kg-CO2/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO2/kWh 以下であること。

エ　調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 60%以上であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

なお、イ～エの要件については入札説明書別添１を提出すること。

２．評価値の計算方法

（１） 入札価格点及び得点

ア　入札価格点については、入札価格を 100 万円で除して得た値とする。

イ　得点については、１「落札方式」のイ～エを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に（２）「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}}$$

・入札価格点＝入札価格÷100 万円

・得点＝標準点の満点（100 点）＋加算点の満点（50 点）

（2） 評価基準

加算点は各評価基準ア～キに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目			配点※
ア	必須	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20 点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

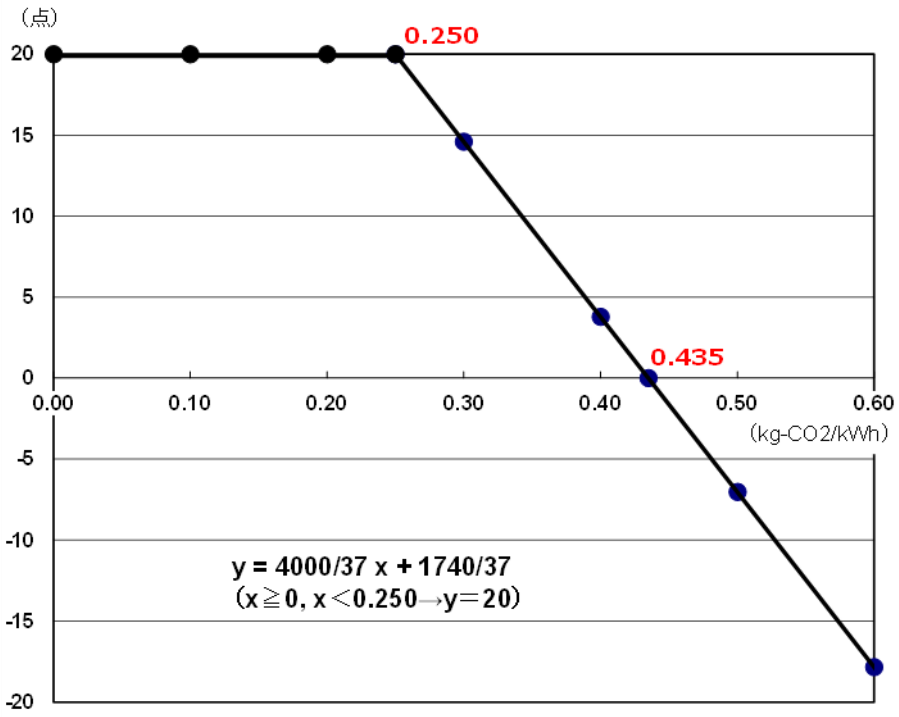
ア　令和 6 年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数（配点：20 点）

令和 6 年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和 6 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 6 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO2/kWh を下回る場合は加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO2/kWh 以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ア：　$y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37}$　$(x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow y = 20)$



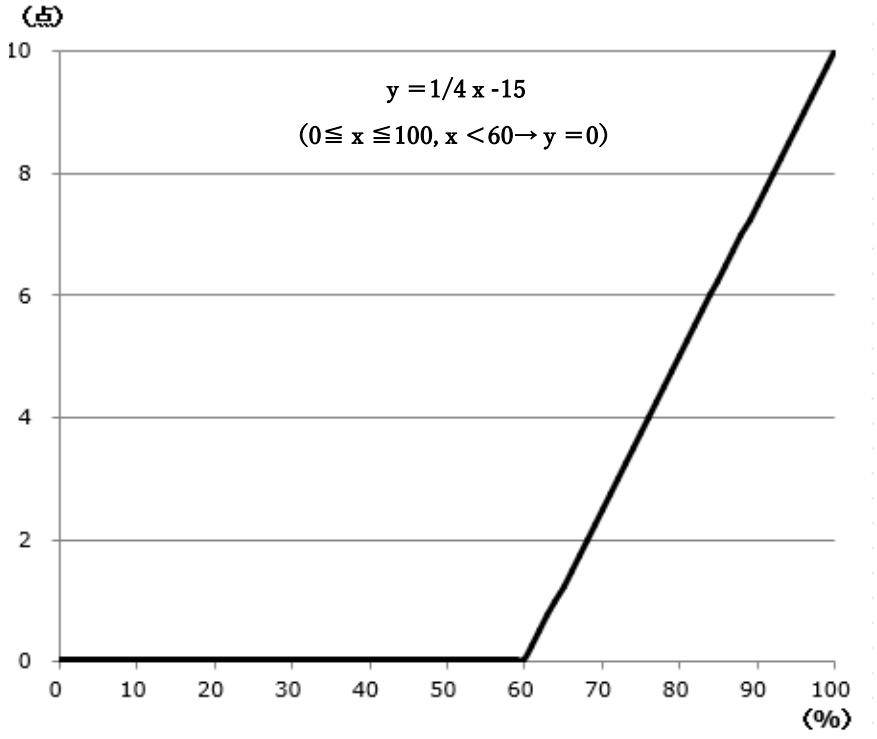
図Ⅱ－2.1－1　事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

イ　調達電力に占める再エネ電気の割合（配点：10 点）

評価対象の再エネ電気は１「落札方式」で定めるとおり。線形評価とし、60%を上回る場合に加点し、100％で満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点イ：　$\boldsymbol{y = \frac{1}{4}x - 15 \quad (0 \leq x \leq 100, x < 60 \rightarrow y = 0)}$



図Ⅱ－2.1－2　調達電力に占める再エネ電気の割合に係る評価式及び評価図（加算点）

ウ　再エネの導入状況（配点：5 点）

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気[1] の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度[2] により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）[3] の量（kWh）

③ J－クレジット制度[4] により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場[5] から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

[1] 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW。未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

[2] 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO_2 排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

[3] グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO_2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。

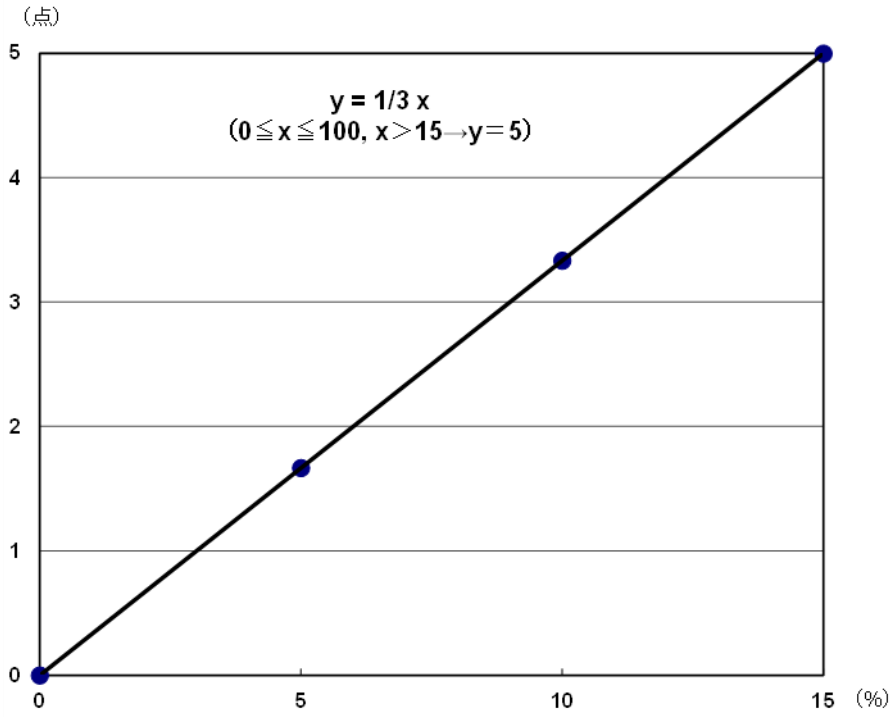
[4] 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO_2 等の排出削減量、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

[5] 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。導入していれば加点することとし、15%を満点として線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ：　$\boldsymbol{y = \frac{1}{3}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow y = 5)}$



図Ⅱ－2.1－3　再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ　未利用エネルギー[6]の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加点することとし、2%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

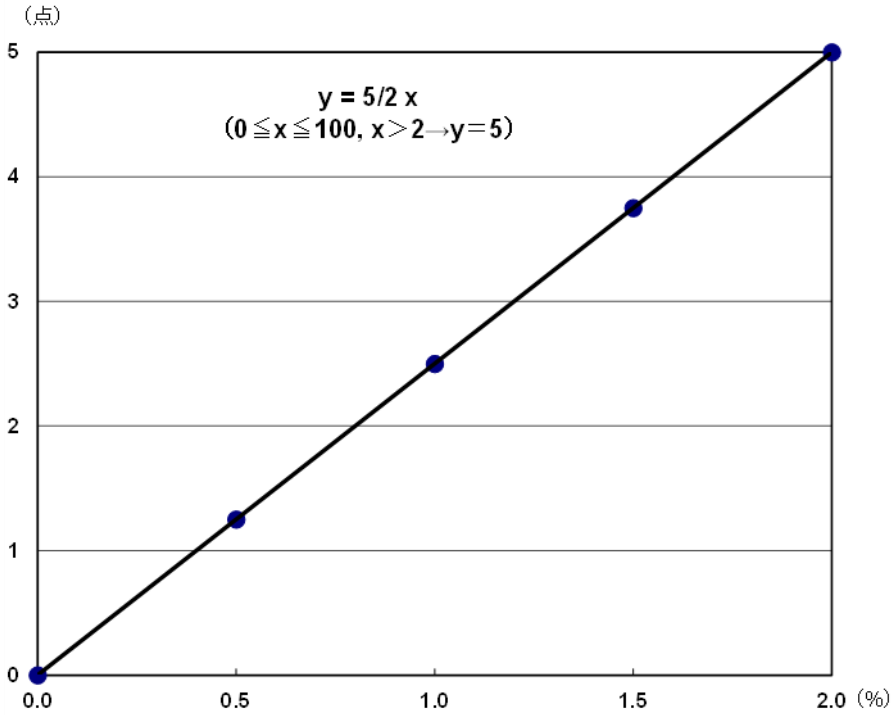
加算点エ： $\boldsymbol{y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow y = 5)}$

[6] 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ－2.1－4　未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図（加算点）

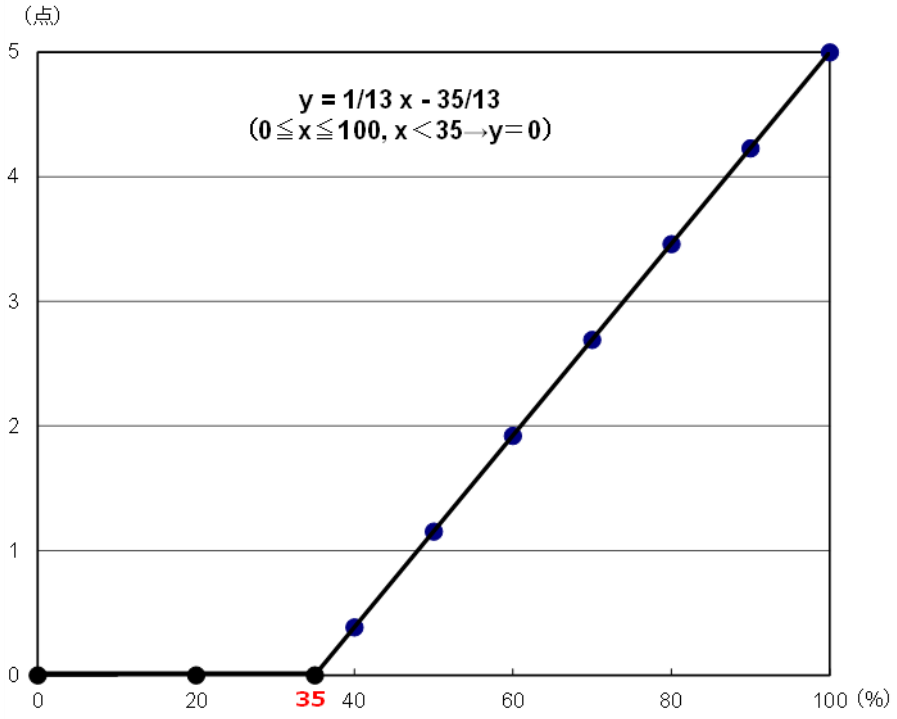
オ　追加性のある再エネ電気の評価（配点：5 点）

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気が 35%以上供給される場合は加点することとし、100%を満点として線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点オ：　$y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13}$　$(0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow y = 0)$



図Ⅱ－2.1－5　追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ　指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

地域脱炭素化促進事業制度で認定された電気が供給される場合は配点の満点を与える。入札説明書別添３別紙２の適合証明書により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（３）提出を必須とする資料

ア～カの評価項目の取組状況を様式１により提出すること。

様式１

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和　年　月　日

住所
会社名
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：　福岡運輸支局他１１箇所で使用する電気の需給契約

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和６年度 1kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
ウ	令和７年度再生可能エネルギー導入状況（単位：%）	
エ	令和７年度未利用エネルギー活用状況（単位：%）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度 （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	

以上